

府政防第 1273 号
消防災第 118 号
令和 2 年 6 月 16 日

各都道府県防災担当主管部（局）長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（避難生活担当）
消防庁国民保護・防災部
防 災 課 長

新型コロナウイルス感染症対策に係る災害時の避難所として貸出し得る
各省庁及び独立行政法人等が所有する研修所、宿泊施設等のリストについて

新型コロナウイルス感染症の現下の状況を踏まえ、災害が発生し避難所を開設する場合には、感染症対策に万全を期すことが重要となっております。通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を確保するため、「新型コロナウイルス感染症対策に係る災害時の避難所としての研修所、宿泊施設等の貸出の協力依頼について」（令和 2 年 5 月 21 日付け府政防第 931 号）を发出し、内閣府から各省庁に対し、所有する研修所、宿泊施設、その他施設の貸出及び所管団体等に対する貸出の協力について依頼した旨、「新型コロナウイルス感染症対策に係る災害時の避難所としての各省庁及び独立行政法人、民間団体等が所有する研修所、宿泊施設等の活用等について」（令和 2 年 5 月 21 日付け府政防第 930 号・消防災第 86 号）にてお知らせしたところです。この度、各省庁から内閣府に対し、国及び独立行政法人等の施設について、貸出し得る施設のリストの提供がありましたので、情報提供します。

各都道府県におかれては、貴管内市町村の防災担当主管部局に対して、情報提供いただくとともに、各施設と連携・調整を図ったうえで取組を進めていただきたい旨、周知いただき、必要な場合には、各市町村における避難所の確保が円滑に進むよう、支援をしていただきますようお願いいたします。

本件通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

<連絡先>

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付
赤司、長谷川、高尾、秋吉、山元
TEL 03-3501-5191（直通）

消防庁国民保護・防災部防災課
神田、舘野、飯田
TEL 03-5253-7525（直通）